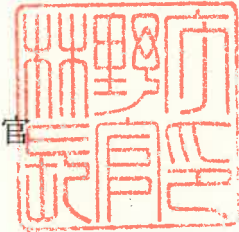


30 林整森第 200 号
平成 30 年 12 月 21 日

熊本県知事 殿

林野庁長官



天皇陛下の御在位三十年及び皇太子殿下の御即位記念造林等の実施
について

天皇陛下におかれましては、平成 31 年 1 月 7 日に御在位三十年を迎えられ、平成 31 年 2 月 24 日に天皇陛下御在位三十年記念式典が挙行されます。

また、皇太子殿下におかれましては、平成 31 年 4 月 30 日の天皇陛下の御退位に伴い、5 月 1 日に御即位されます。

当庁としても、これらの慶事の記念行事として、記念造林等を推進することとし、このたび別紙 1 のとおり推進措置を定めましたので、この趣旨の周知を図るとともに、その実施について特段の御配慮をお願いします。

また、国有林野における記念分収造林を実施することとし、別紙 2 のとおり「『天皇陛下御在位三十年記念分収造林』及び『皇太子殿下御即位記念分収造林』の実施について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 林国業第 156 号）を定め、森林管理局長宛て通知しましたので、併せて周知に御協力をお願いします。

担当：林野庁森林整備部森林利用課緑化推進班
電話：03-3502-8243（ダイヤルイン）



別紙 1

天皇陛下の御在位三十年及び皇太子殿下の御即位記念造林等の実施について

1 趣旨

天皇陛下の御在位三十年及び皇太子殿下の御即位を記念して、全国にわたって記念造林及び記念植樹を推進し、国家の慶事を祝うとともに、国民参加の森林づくりの一層の促進に寄与するものである。

2 実施主体

趣旨に賛同する地方公共団体、学校、一般団体・グループ、緑化・林業関係団体

3 実施の方法

(1) 記念造林及び記念植樹の区分と実施時期

以下の実施期間内に、記念造林及び記念植樹を行うこととする。

ア 天皇陛下の御在位三十年記念

西暦 2018 年 12 月 21 日から西暦 2019 年 4 月 30 日

イ 皇太子殿下の御即位記念

西暦 2019 年 5 月 1 日からおおむね 3 年

(2) 実施内容

各種の記念行事と一体的に行うことで、国民各層の参加を得た国民運動として実施されるよう配慮し、記念造林及び記念植樹を全国各地で実施する。

例えば、既存の都道府県主催の植樹祭等を、天皇陛下の御在位三十年記念行事又は皇太子殿下の御即位記念行事として位置づけ、行事内で記念造林・記念植樹が行われることなどが想定される。

4 実施に当たり、配慮すべき事項

(1) 記念造林及び記念植樹を実施した場合には、植栽地に記念造林等を明示する標識の設置を行うこと。

(2) 記念造林及び記念植樹に用いる苗木については、系統が正しく植栽地に適したものを確保すること。

(3) 記念造林後は適切な育林等が行われるようにすること。

(4) 記念植樹後は適切な管理等が行われるようにすること。

5 報告

都道府県知事は、天皇陛下の御在位三十年記念造林等については、別記様式1により西暦2019年7月31日までに、皇太子殿下の御即位記念造林等については、別記様式2により実施年度の翌年度の7月31日までに、林野庁長官に報告するようお願いする。

6 その他

4に定める事項について、実施主体に対し、周知されるよう御協力をお願いする。また、国有林野において、「『天皇陛下御在位三十年記念分収造林』及び『皇太子殿下御即位記念分収造林』の実施について」（平成30年11月20日付け30林国業第156号）に基づき、記念分収造林の実施が可能であることから、国有林の活用についても周知されるよう御協力をお願いする。

別記様式 1

天皇陛下御在位三十年記念造林等実績報告
 (西暦 2018 年 12 月 21 日～西暦 2019 年 4 月 30 日まで)

都道府県名 _____

区分 実施主体	都道府県有林		市町村有林 財産区		私有林		その他		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
都道府県									
市町村									
学校									
一般団体 ・グループ									
緑化・林業 関係団体									
その他									
合 計									

注) 面積の単位は ha 止めとし、ha 未満は四捨五入する。

国有林野での記念分収造林は除く。

別記様式 2

〇〇年度御即位記念造林等実績報告

都道府県名 _____

区分 実施主体	都道府県有林		市町村有林 財産区		私有林		その他		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
都道府県									
市町村									
学校									
一般団体 ・グループ									
緑化・林業 関係団体									
その他									
合 計									

注) 面積の単位は ha 止めとし、ha 未満は四捨五入する。

国有林野での記念分収造林は除く。

各森林管理局長 宛

林野庁長官

「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」及び「皇太子殿下御即位記念分収造林」の実施について

国有林野を活用した「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」及び「皇太子殿下御即位記念分収造林」を下記により実施することとしたので、適切な実施に努められたい。

記

1 趣旨

天皇陛下の御在位三十年及び皇太子殿下の御即位に伴う慶祝行事等の一環として、全国の国有林野において、記念分収造林を実施することとし、国民参加による森林づくりの促進を図るとともに、国有林野が所在する地域の振興に寄与しようとするものである。

2 実施方法

(1) 記念分収造林の名称

「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」又は「皇太子殿下御即位記念分収造林」とする。

(2) 契約の相手方

分収造林の積極的推進について（昭和 58 年 5 月 4 日付け 58 林野管第 103 号林野庁長官通知。以下「推進通知」という。）の 3 に定める者であって、本取組の趣旨に賛同する者を対象とする。

(3) 収益分収の割合

収益分収の割合は、国 100 分の 20、造林者 100 分の 80（北海道にあっては、国 100 分の 10、造林者 100 分の 90）とする。

(4) 普及啓発等

記念分収造林の実施に当たっては、1 の趣旨を踏まえ、適切な普及啓発等の実施に努めること。

3 実施時期

「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」は、西暦 2018 年 11 月から西暦 2019 年 4 月までに締結する分収造林契約を対象とし、「皇太子殿下御即位記念分収造林」は、西暦 2019 年 5 月から西暦 2022 年 3 月末までに締結する分収造林契約を対象として実施するものとする。

4 標識の設置

記念分収造林を実施する者は、「天皇陛下御在位三十年記念分収造林」又は「皇太子殿下御即位記念分収造林」と記載した標識を当該分収造林地に設置するものとする。

5 その他

この通知に定めのない事項については、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通知）及び推進通知に基づき実施するものとする。

(担当：林野庁業務課分収林班分収造林係)